

条 例

埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十二号

埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

(平成二十四年埼玉県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一条、第二条及び第七条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の第十八第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年七月十九日から施行する。